STOP!
不正軽油

ディーゼル車に
軽油以外の油を給油したり、
軽油に他の油を混ぜる行為は
脱税行為です。
不正軽油に関わる人は
全て罰せられます。

売らない！
買わない！
使わない！

不正軽油に関する情報をお持ちの方は
不正軽油１１０番までご連絡ください

- ○ 灯油や重油をトラックなどの燃料に使っている
- ○ 不審な施設にタンクローリーが出入りしている
- ○ あやしい業者が格安な燃料の売込みをしている

不正軽油110番 フリーダイヤル 24時間受付 0120-241-744

（ふ せ い な し ！）

◎不正軽油の製造･販売･使用に関する情報をお寄せください。 Email：zeimu6@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県不正軽油撲滅対策協議会

一般社団法人茨城県建設業協会・一般社団法人茨城県産業資源循環協会・一般社団法人茨城県自動車整備振興会・茨城県石油商業組合
一般社団法人茨城県トラック協会・一般社団法人茨城県バス協会・国土交通省関東運輸局茨城運輸支局・茨城県警察本部・茨城県

不正軽油とは

軽油引取税（１リットル当たり１５円）のかかっていない灯油や重油等を軽油に混ぜるなどして製造された燃料のことです。

不正軽油を販売・使用したり、灯油や重油等をそのままディーゼル車の燃料として、販売・使用することは脱税です。

不正軽油は社会と環境に悪影響を与える重大な犯罪です。

悪質な脱税行為というだけでなく、製造や使用によって土壌や大気を汚染する環境破壊でもあります。

不正軽油に関わる人は全て罰せられます。

不正軽油を製造、販売、購入、使用などを行った人だけでなく、不正軽油の材料を提供、運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人などにも罰則が適用されます。

また、委託を受けて不正軽油を製造したり、製造施設を貸した人には、連帯して納税義務が課されます。

項　　目	拘　　禁	罰　金　刑	法人重科 ※3
脱　　税	10年以下	1000万円以下	—
製　　造	10年以下	1000万円以下	3億円以下
供　　給 ※1	7年以下	700万円以下	2億円以下
購　　入 ※2	3年以下	300万円以下	1億円以下
検査拒否	1年以下	50万円以下	—

※1　不正軽油の原材料を提供・運搬
※2　不正軽油の運搬・保管・販売・購入
※3　法人の業務において代表者や従業者が違法行為を行った場合、法人に対しても罰金刑が科されます。

灯油・重油を自動車へ給油してはいけません！

セルフ式ガソリンスタンドにおいて、直接、自動車の燃料タンクに灯油を給油している行為が確認されています。

そのような行為は、脱税であり、罰則が適用になります。

また、重油を自動車へ給油した場合も、同様に罰則が適用になります。

バイオディーゼル燃料と軽油等を未承認で混ぜてはいけません！

バイオディーゼル燃料とは、植物油脂や廃食油などの原料からつくられる軽油代替燃料のことです。

バイオディーゼル燃料を100%で使用する場合は課税対象ではありません。

しかし、バイオディーゼル燃料と軽油・灯油・重油などを混ぜて販売又は使用する場合は、事前に都道府県知事から承認を受ける必要があります。

承認を受けずに使用すると脱税であり、罰則が適用になります。

《参考》

「揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）」では、軽油成分上バイオディーゼル燃料が5%まで認められておりますが、地方税法では混和製造承認が必要となりますのでご注意下さい。